# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成25年8月6日

【会社名】 株式会社アイネット

【英訳名】 I-NET CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶本 繁昌

【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

【電話番号】 045(682)0801

【事務連絡者氏名】 経理·財務部長 松本 将浩

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

【電話番号】 045(682)0801

【事務連絡者氏名】 経理・財務部長 松本 将浩

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 158,602,500円

(注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年7月31日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を

基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社アイネット 東京事業所

(東京都大田区蒲田五丁目37番1号)

株式会社アイネット 中部支店

(名古屋市中区新栄一丁目5番8号)

株式会社アイネット 大阪支店

(大阪市淀川区西中島六丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

# 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	225,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成25年8月6日(火)開催の取締役会決議によります。
  - 2 上記発行数は、平成25年8月6日(火)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る 募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める 売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
  - 3 本募集とは別に、平成25年8月6日(火)開催の取締役会において、当社普通株式1,500,000株の公募による自己株式の処分(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から225,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集と併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。
  - 4 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本第三者割当」という。)であります。
    - オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
  - 5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

# 2【株式募集の方法及び条件】

# (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	•	-	-
その他の者に対する割当	225,000株	158,602,500	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	225,000株	158,602,500	-

(注) 1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 4 に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		名称	野村證券株式会社	
割当株数			225,000株	
払込金額			158,602,500円	
本店所在地		E地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の	氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
割当予定先 の内容			10,000百万円	
	事業の内容		金融商品取引業	
	大株主		野村ホールディングス株式会社 100%	
	当社が保有している割当予定先の株式の数		-	
出資   関係   当社との		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成25年3月31日現在)	1,400株	
取引関係 取引関係		Á	一般募集の主幹事会社	
人的関係		Á	-	
当該株券の係	当該株券の保有に関する事項		-	

- 2 発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 3 発行価額の総額及び払込金額は、平成25年7月31日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	-	100株	平成25年9月10日(火)	該当事項はあ りません。	平成25年9月11日(水)

- (注) 1 発行価格については、平成25年8月14日(水)から平成25年8月20日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。
  - 2 本第三者割当においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
  - 3 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
  - 4 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
  - 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

#### (3)【申込取扱場所】

場所	所在地		
株式会社アイネット 本店	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号		

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社横浜銀行 本店	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

# (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円) 発行諸費用の概算額(円)		差引手取概算額(円)	
158,602,500	1,500,000	157,102,500	

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用 の概算額であります。
  - 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 払込金額の総額は、平成25年7月31日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

# (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限157,102,500円については、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額1,049,850,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,206,952,500円について、平成25年10月末までに全額を第2データセンター(横浜市)の同敷地内に建設中の 期棟の建設資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりです。

# 第2【売出要項】

# 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年8月6日(火)開催の取締役会において、本第三者割当とは別に、当社普通株式1,500,000株の公募による自己株式の処分(一般募集)を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から225,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年9月4日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

### 2 自己株式の消却について

当社は平成25年8月6日(火)開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、平成25年9月12日付で当社普通株式470,000株の消却を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は、14,765,840株となります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

# 第4【その他の記載事項】

# 第二部【公開買付けに関する情報】

# 第三部【追完情報】

## 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成25年8月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成25年8月6日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日(平成25年8月6日)現在(ただし、既支払額については平成25年7月31日現在)以下のとおりとなっております。

当社は、平成24年10月22日開催の取締役会においてデータセンターサービスやクラウドサービスの需要増に対応すべく、現在稼働している第2データセンターの同敷地内に 期棟を建設することを決議いたしました。投資金額は3,022,000千円 (既支払額1,586,000千円を建設仮勘定として計上済)、設備の導入時期は平成25年10月であります。当該設備は、主に顧客企業へデータセンターサービスやクラウドサービスを提供する設備であり、情報処理サービスの収益増加に寄与いたします。完成後の増加能力につきましては、収容するコンピュータの種類やサービス形態により変わるため、記載を省略しております。

なお、当該設備の資金につきましては、借入金及び自己株式処分資金にて調達する予定であります。

## 3 臨時報告書の提出

平成25年6月25日開催の当社第42回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月26日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は下記のとおりであります。

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成25年6月25日
- (2) 当該決議事項の内容

(会社提案)

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(会社提案)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 ( 賛成比率 )
第1号議案	100,306	147	0	(注)1	可決 (99.85%)
第2号議案					
池田 典義	98,648	1,805	0		可決 (98.20%)
梶本 繁昌	98,773	1,680	0		可決(98.32%)
田口 勉	100,286	167	0		可決(99.83%)
鰐渕 浩	100,290	163	0	(注)2	可決(99.83%)
大嶋 均	100,286	167	0		可決(99.83%)
〆野 和彦	100,161	292	0		可決 (99.70%)
佐伯 友道	100,311	142	0		可決(99.85%)

- (注) 1 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
  - 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 2 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

# 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成24年4月1日	平成25年6月25日
	(第42期)	至 平成25年3月31日	関東財務局長に提出
有価証券報告書の	事業年度	自 平成24年4月1日	平成25年8月6日
訂正報告書	(第42期)	至 平成25年3月31日	関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度	自 平成25年4月1日	平成25年8月5日
	(第43期第1四半期)	至 平成25年6月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

# 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 第六部【特別情報】

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月1日

株式会社アイネット 取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 業務執行社員

中嶋康博 公認会計士

指定社員

加藤正英 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネッ トの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平 成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結 財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期 レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財 務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結 論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して 四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、 分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認めら れる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認めら れる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態 及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重 要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告 書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成.25年6月18日

株式会社アイネット 取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計

業務執行社員

業務執行社員

公認会計士 澤山宏行

指定社員

公認会計士 加藤正英

#### <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネットの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネットの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アイネットが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成.25年 6 月18日

株式会社アイネット

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 澤山宏行

指定社員

業務執行社員 公認会計士 加藤正英

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネットの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネットの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。